

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費について

消費税率10%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策等に要する経費(人件費・事務費以外)に充てることとされています。
大山町一般会計における地方消費税交付金(増収分)の充当額等は以下のとおりです。

【歳入】

令和7年度予算 地方消費税交付金(増収分)
226,065 千円

【歳出】

社会保障4経費その他社会保障対策に要する経費
1,156,699 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位 千円)

事業名	令和6年度 当初予算 額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出 金	町債	その他	社会保障財 源化分の地 方消費税交 付金	その他
社会福祉費	585,351	408,603	0	7,970	109,700	59,078
特別医療給付事業	94,696	43,192		7,970	17,700	25,834
障害者自立支援事業	490,655	365,411			92,000	33,244
老人福祉費	18,129	0	0	5,700	3,439	8,990
老人施設入所措置事業	18,129			5,700	3,439	8,990
保健衛生費	120,256	10,040	0	20,825	22,500	66,891
予防接種事業	51,894	503		15,355	9,700	26,336
健康づくり推進事業	42,722	538		5,470	8,000	28,714
母子保健事業	25,640	8,999			4,800	11,841
児童福祉費	432,963	34,969	0	22,360	90,426	285,208
保育所運営事業	432,963	34,969	0	22,360	90,426	285,208
合 計	1,156,699	453,612	0	56,855	226,065	420,167